

公調委平成29年（フ）第1号，同第3号山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

処分庁が申請人に対して平成28年12月20日付けでした岩石採取計画認可申請に対する拒否処分を取り消す。

2 処分庁

(1) 本案前の答弁

主文と同旨

(2) 本案に対する答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は，採石業を営む申請人が，処分庁に対し，申請人が所有する土地について，採石法33条に基づく岩石採取計画の認可を申請したところ，これを拒否する旨の処分をされたことから，この拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）の取消しを求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲の各証拠及び審理の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 申請人は，採石業等を営む株式会社であり，平成12年4月1日に山形県知事から採石業者の登録を受けているものである（甲2の1）。

(2) 本件拒否処分に至る経緯等

ア 岩石採取計画認可申請

申請人は、自己が所有する山形県飽海郡遊佐町所在の土地について、平成28年11月25日頃、処分庁に対して、岩石採取計画の認可申請（以下「本件認可申請」という。）をした（甲4）。

イ 本件認可申請に係る申請書の記載内容（甲4）

「1. 岩石採取場の区域」、「2. 採取をする岩石の種類及び数量」、「3. 採取の期間」、「4. 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」、「5. 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」、「6. 岩石の賦存の状況」、「7. 採取をする岩石の用途」、「8. 廃土又は廃石たい積の方法」、「9. 岩石採取場管理事務所及び業務管理者の監督計画書」、「10. 採取計画区域と隣接地との境界表示について」は、別紙採取計画認可申請書（抜粋）写しのとおりである。

ウ 本件拒否処分

処分庁は、平成28年12月20日頃、本件認可申請に対し、次の理由を付記した上で、行政手続法7条に基づくことを明示して本件拒否処分をした（甲5）。

「採石法第33条の3第2項に規定する申請書に添付しなければならない書類の不備（採石法施行規則第8条の15第2項第8号に該当する「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」に基づく規制対象事業に該当しない旨の認定結果通知書）」（遊佐町の健全な水循環を保全するための条例を、以下「本件条例」という。）

(3) 本件裁定申請

申請人は、平成29年2月20日、公害等調整委員会に対し、添付書類不備を理由とする本件拒否処分の取消しを求めて、本件裁定申請をした。

(4) 本件拒否処分に対する当裁定委員会の見解の提示

当裁定委員会は、平成30年3月19日の本件審理期日において、事件関係人に対し、「採石計画申請に先行して、関連する他の許認可において、不許可又はこれに相当する処分がされていたとしても、同処分に対して取消訴訟が提起されるなどして同処分が確定していない場合には、当該採石計画申請の際に、少なくとも先行処分に対する取消訴訟の係属証明書が添付されていれば、採石法施行規則第8条の15第2項第8号の『見込みに関する書面』の要件は充たされる。」との見解を示した。

(5) 岩石採取計画の再申請及びその補正

ア 上記(4)の当裁定委員会の見解が示されたことを受けて、申請人は、平成30年4月10日頃、山形県知事に対し、本件条例に基づく規制対象事業に該当する旨の認定処分に対する取消訴訟の係属証明書を添付した上で、本件認可申請に係る岩石採取計画と同一の区域について、岩石採取計画の認可申請をした（以下「本件再申請」という。乙20）。

イ その後、申請人は本件再申請の内容を補正したが、本件再申請の内容は、「5. 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」に関する次の点を除くほかは、本件認可申請とほぼ同一の内容である（乙24, 25）。

(ア) 「⑦汚濁水等の流出」記載の「ア. 採取場内水を排出する場合の措置」の処理方法について、「掘削作業開始前に既存の水路等の浚渫整備を行う。掘削作業中は仮設沈砂池・水路・調整池を必要に応じて設置し既設水路処理する。」とする点

(イ) 「⑨採掘終了時の措置」記載の「ア. 隣地との間の保全区域の幅と崩壊防止の措置」について、「崩壊防止のために、5mの保全区域を原則確保する。法面には、張芝及び杉又は松を植林し崩壊防止の措置をする。併せて、杉・松の樹木の選定は森林整備課の指導を受け、他の種類も検討する。」とする点

- (ウ) 「⑨採掘終了時の措置」記載の「イ. 残壁に対する措置」の法面の措置について、「法面は、施工完了した箇所から順次に張芝及び杉又は松を植林し崩壊防止の措置をする。杉、松の樹木の選定は森林整備課の指導を受け、他の種類も検討する。」とする点
- (エ) 「⑨採掘終了時の措置」記載の「エ. 採掘終了後の人に対する危害防止措置」について、「沈砂池の周囲は、有刺鉄線を用いた堅固な立入防止柵を設置する。」を削除する点
- (オ) 「⑨採掘終了時の措置」記載の「カ. 緑化計画」の適用植物の選定について、「法面には、張芝及び杉又は松を植林し崩壊防止の措置を検討している。適用植物の選定は、森林整備課の指導を受け選定する。」とする点

(6) 本件再申請に対する不認可処分

処分庁は、本件再申請に取消訴訟の係属証明書が添付されていたことから、上記(4)の当裁定委員会の見解を尊重し、本件再申請に対し、採石法施行規則8条の15第2項8号の「見込みに関する書面」が提出されたものと判断し、実体的審査を行った。その結果、処分庁は、本件再申請に対して、平成30年7月10日頃、a山麓の湧水減少や水質悪化により、湧水を水源とする町営上水道施設の機能が損なわれ利用者に影響を及ぼすおそれ及び湧水を直接生活用水として利用している世帯に影響を及ぼすおそれがあること、稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、土砂流出等により林道の安全管理や通行に影響を及ぼすおそれがあること、bの湧水を活用して事業を行っている水産業に影響を及ぼすおそれがあること、aの自然景観の悪化等により地域の観光に悪影響を及ぼすおそれがあること等を理由として、不認可処分をした(乙21)。

2 本案前の争点に関する当事者の主張

(1) 処分庁の主張

申請人は、本件認可申請で認可を求めた岩石採取計画について処分庁の実体的判断を受けるために、本件拒否処分の取消しを求めたものであり、その時点では、本件拒否処分の取消しによって救済される法律上の利益は存在した。しかし、裁定委員会から、前記1(4)の見解が示されたことを受けて、申請人が本件再申請をし、処分庁から岩石採取計画の実体的判断を受けた以上、もはや救済されるべき法律上の利益はない。

よって、本件裁定申請は、裁定申請の利益を欠くものとして却下されるべきである。

(2) 申請人の主張

争う。

3 本案の争点に関する当事者の主張

(1) 申請人の主張

本件条例は、採石法及び自然環境保全法に違反して違法無効であり、また、憲法22条1項、29条1項及び31条に違反して違憲無効であるから、本件条例に基づく規制対象事業に該当しない旨の認定結果通知書は、採石法33条の3第2項に規定する申請書に添付しなければならない書類に該当しない。

したがって、申請人は本件認可申請に当たり上記通知書を添付する必要はなく、上記通知書が添付されていないことを理由とする本件拒否処分は違法である。

(2) 処分庁の主張

争う。

第3 当裁定委員会の判断

- 1 本件裁定申請は、処分庁のした本件拒否処分が添付書類の不備という形式的要件の欠缺を理由とするものであるところ、その判断には手続的な違法性があるとして、その取消しを求めるものであるが、その目的は、本件拒否処分の取

消裁定を得た上で、本件認可申請に対する処分庁の実体的判断を求めることにあると解される。

- 2 申請人は、前記前提事実記載の経緯により、平成30年4月10日頃に本件再申請をしたが、同申請と本件認可申請の内容を比較すると、汚濁水等の流出に係る採取場内水を排出する場合の措置の方法並びに採掘終了時の措置に係る法面の植林及び採掘終了後の人に対する危害防止措置に関する各記載を異にするほかは、岩石採取場の区域、採取する岩石の種類及び数量、採取の期間などの岩石採取計画の主要な事項は全て同一の記載内容であると認められる。そうすると、本件再申請は、本件認可申請と実質的に同一の岩石採取計画の認可申請であると認めることができる。

そして、前記前提事実(6)によれば、本件再申請に対して、処分庁は、平成30年7月10日頃、添付書類の不備(形式的要件の欠缺)がないことを前提に、採石法33条の4所定の不認可事由の有無を審査の上、実体的判断として不認可処分をしたことが認められる。

- 3 そうすると、本件認可申請と実質的に同一の本件再申請に対して採石法33条の4所定の不認可事由の有無に係る実体的判断がされたことにより、申請人の本件裁定申請の目的は事実上達成したものというべきである。

したがって、本件拒否処分の理由である添付書類不備の判断(形式的要件の欠缺)については、その違法性を本件裁定手続において判断する必要性は既に消失しているのであるから、現時点において、本件裁定申請の法律上の利益は認められない。

- 4 よって、本件裁定申請を却下すべきであるから、主文のとおり裁定する。

平成30年10月23日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 荒 井 勉

裁定委員 高 橋 滋

裁定委員 松 田 隆 利

(別紙省略)